

狂犬病予防集合注射と飼い犬の登録

●問合せ●
環境衛生課
☎ 072-958-1111
内線 2841

犬の飼い主は「狂犬病予防法」により年1回注射を受けさせる義務があります。下記のとおり集合注射を実施しますので、最寄りの注射会場、あるいはかかりつけの動物病院で必ず注射を受けさせてください。

●令和3年度 狂犬病予防集合注射実施日程表 ・ 狂犬病予防注射 [料金] 3,300円 (内訳: 注射費用 2,750円、済票交付手数料 550円)

実施日	時間	会場	実施日	時間	会場
4月6日(火)	9:30 ~ 9:50	碓井4丁目公園 (西名阪高架下)	4月13日(火)	9:30 ~ 10:00	広瀬神社
	10:10 ~ 10:30	王水町会館前		10:20 ~ 10:40	東阪田公園
	13:30 ~ 13:50	西浦1丁目公園 (ローレルコート横)		13:30 ~ 13:50	尺度公民館前
	14:10 ~ 14:30	市水道局石川浄水場前		14:10 ~ 14:40	羽曳が丘10丁目公園
	14:50 ~ 15:10	白鳥神社東側 (古市1丁目)		15:00 ~ 15:20	河原城会館前
4月7日(水)	9:30 ~ 10:00	陵南の森総合センター図書館車庫前	4月14日(水)	9:30 ~ 9:50	城山会館前 (古市6丁目)
	10:20 ~ 10:50	島泉集会所裏側駐車場 (島泉5丁目)		10:10 ~ 10:40	西浦公民館前
	13:30 ~ 13:50	西川公園 (恵我之荘2丁目)		13:30 ~ 13:50	市民体育館前 (西浦1047番地)
	14:10 ~ 15:00	羽曳野市支所裏		14:10 ~ 14:30	羽曳が丘南公園 (7丁目)
4月8日(木)	9:30 ~ 9:50	飛鳥出荷場	4月15日(木)	9:30 ~ 9:50	野々上府営住宅東側公園
	10:10 ~ 10:30	杜本神社南側駐車場		10:10 ~ 10:30	伊賀田鶴団地集会所公園
	13:30 ~ 13:50	石川右岸河川敷 (大黒橋北側)		13:30 ~ 14:00	野々上公民館前
	14:10 ~ 14:30	石川プラザ第2駐車場		14:10 ~ 14:30	羽曳山上印公園(はびきの4丁目)
4月9日(金)	9:30 ~ 10:00	ベビーハウス社協駐車場(高鷲9丁目)	4月16日(金)	9:30 ~ 9:50	市立白鳥児童館運動広場
	10:20 ~ 10:40	高之羽公園 (高鷲3丁目)		10:10 ~ 10:30	羽曳が丘ネオポリス公園(西5丁目)
	13:30 ~ 13:50	むつみの集会所公園		13:30 ~ 13:50	羽曳が丘中公園 (3丁目)
	14:10 ~ 14:30	東除公園 (南恵我之荘3丁目)		14:10 ~ 14:30	羽曳が丘西中公園 (西3丁目)
4月12日(月)	13:30 ~ 13:50	丹治はやプラザ自転車置場	4月17日(土)	14:00 ~ 15:00	市役所本庁議会棟駐車場
	14:10 ~ 14:30	郡戸共栄公園			

●飼い犬登録事務委託獣医院 (市外局番 072)

グランママ動物病院	野々上 2-24-4	952-3033
畠山獣医科診療所	古市 6-18-4	956-9211
福田獣医科クリニック	誉田 3-13-3	958-8181
山村獣医科医院	軽里 3-3-4	958-3194
トム・ソーヤー動物病院	羽曳が丘 3-2-1	956-5880
羽曳野動物病院	島泉 9-21-3	955-9377
古市動物病院	軽里 3-3-25	958-1263

※雨天の場合は中止することがあります。 ※環境衛生課より送付した封筒内の書類は切り離さずに持参してください。 ※普段おとなしい犬でも注射時には興奮しますので、必ず首輪や口輪等をつけてください。 ※妊娠、下痢、食欲不振など飼い犬に異常を感じる時は、注射をする前に必ず獣医師に申し出てください。 ※健康状態や飼い主が制御できない等により獣医師が接種不可能と判断した場合は、後日かかりつけの動物病院で接種してください。(健康な犬でも数万頭に一頭の割合でショックにより死亡するケースがあります。市は一切責任を負えません。)

- つり銭がいらぬように、料金の準備をお願いします。
- 新しく犬を飼い始めた場合は、別途登録(手数料3,000円)が必要となります。
- 飼い犬の死亡や転居など、登録事項に変更があった場合は、環境衛生課まで届け出てください。

令和3年度

下水道事業受益者負担金賦課対象区域のお知らせ

「羽曳野市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」に基づき、令和3年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域を決定しました。

羽曳野市では市民の皆様へ衛生的で快適な生活および河川環境の水質改善を図るため、公共下水道整備を促進し、現在約1021ヘクタールの供用開始を行っています。令和3年度は、新たに約8.1ヘクタールの下水道事業受益者負担金賦課対象区域を決定し、供用開始を行います。

【対象】賦課対象区域(下表)の土地所有者

※受益者申告書を4月中に送付しますので、ご記入の上、返送をお願いします。

●賦課対象区域

誉田4丁目の一部	高鷲10丁目の一部	島泉3・5・6丁目の一部
伊賀5丁目の一部	はびきの5・6丁目の一部	桃山台4丁目の一部
大黒の一部	西浦1丁目の一部	檜山の一部

※賦課対象区域図は下水道総務課(市役所別館4階)で閲覧できます。

●受益者負担金とは・・・

公共下水道の利益を受ける方に建設費の一部を負担していただき、負担の公平を図るとともに、一日も早く計画的に公共下水道整備を進めるためのもので、敷地面積1平方メートル当たり450円を乗じた額をご負担していただきます。納付方法は一括納付と分割納付があり、一括納付の場合は報奨金を差し引いた額になります。

下水道への接続に
ご協力をお願いします



「スイスイ」
下水道マスコットキャラクター

【問合せ】下水道総務課 ☎ 072-958-1111 内線 2360